

## みなとみらい2 1線駅施設における催事及び臨時営業等使用規程

### (目的)

第1条 この規程は、みなとみらい2 1線の駅構内の施設（以下「駅施設」という。）において、イベント等（以下「催事」という。）及び臨時的に物品等を販売する営業（以下「臨時営業」という。）について、鉄道事業に支障しない限度において使用を認め、事業収益に資するよう有効に活用することを目的とする。

### (使用時間及び場所)

第2条 催事及び臨時営業（以下「催事等」という。）の使用時間は、初電から終電までの間のうち、当社が認める範囲の時間内とする。ただし、駅混雑時を除く。

2 催事等を行うことができる場所については、別紙1及び別紙2による。

3 臨時営業による使用面積は概ね10㎡以下とする。

### (使用承認)

第3条 催事等を行おうとする者（以下「使用者」という。）は、別に定める方法により届け出て、使用承認を受けなければならない。

### (不承認催事等)

第4条 次の各号に定める催事等は、開催することができない。

(1) 演説

(2) 集会

(3) 団体、会員等の勧誘行為

(4) 募金活動

(5) 署名活動

(6) 公の秩序を乱し、善良な風俗を乱すおそれのある催事等

(7) 個人的な行事等のための使用

(8) 鉄道事業運営若しくは構内営業業務に影響が大きい催事等

(9) その他、当社が使用を不相当と認める催事等

2 公共性が高い等の理由で当社が認めた場合は、前項の規定に関わらず催事等を開催することができる。

### (使用料等)

第5条 催事等に係る使用料は、以下のとおりとする。

(1) 催事 別表1による。ただし、別表2に掲げる要件に該当したときは、同表の定めにより減免する。

(2) 臨時営業 一日あたり売上実績額の10.0%相当額

ただし、最低補償額は5,000円とする

2 催事により電気、電話回線及び倉庫を使用する場合の使用料は別表3のとおりとする。ただし、電気、電話回線及び倉庫の使用の可否については、個別の案件ごとに決定する。

3 臨時営業の売上実績額の算定にあたっては、第6条に定める営業報告に基づくものとする。

4 第1項に定める催事等に係る使用料は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるところによる。

(1) 8日以上長期において使用する場 使用する日から7日目までは第1項第1号に定める使用料とし、8日目以降は当該使用料の50%とする。

(2) 既設及び新規の広告(「みなとみらい21線駅構内広告業実施規程」に定める「駅額面広告看板」及び「常設広告」を6か月以上掲出)出稿事業者並びに駅構内店舗事業者が、使用する場 第1項第1号に定める使用料の50%とする。ただし、この場合の本号の適用は、年2回を限度とする。

(3) 郵便はがき及び郵便切手等の販売 営業期間が60日未満の場合には、別表1による使用料とし、営業期間が60日以上となる場合は、一日あたり10,000円とする。

5 使用料は、催事等を開催した月の翌月末日までに、当社の指定する銀行口座に振込み支払うものとする。なお、振込みに要する費用は使用者の負担とする。

(営業報告)

第6条 臨時営業による使用者は、当該月に係る営業実績を翌月の10日までに当社に報告しなければならない。なお、当該報告にはその内容を証する書類等を必要に応じ添付しなければならない。

2 当社は、出店者に対して臨時営業の状況等の報告を随時求めることができる。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

平成25年1月22日一部改正

平成29年5月1日一部改正

平成29年7月11日一部改正

別表1（催事使用料（一日あたり・税別））

駅及び開催箇所		開催場所使用料
横浜	現在ご使用になれません	
新高島		10,000円
みなとみらい	みなと本3(全面使用)	100,000円
	みなと本3(横浜方1/2使用)	60,000円
	みなと本3(元町方1/2使用)	80,000円
	その他	80,000円
馬車道		30,000円
日本大通り		30,000円
元町・中華街		50,000円

別表2（減免額）

事 由	減免する額
当社が共催する事業に使用する場合	当該使用料の全額
鉄道事業者又は国及び地方公共団体等が当社事業に関連の深い事業の目的で使用する場合	当該使用料の全額
国、地方公共団体及びそれらの外郭団体（公共性の高い株式会社等を含む）が使用する場合	当該使用料の50%を上限とする額
当社の事業に寄与するものとして、特に必要と認める場合	当社が認める額

別表3（電気料等（一日あたり・税別））

電 気	1,000円
電話回線	3,000円
倉 庫	10,000円

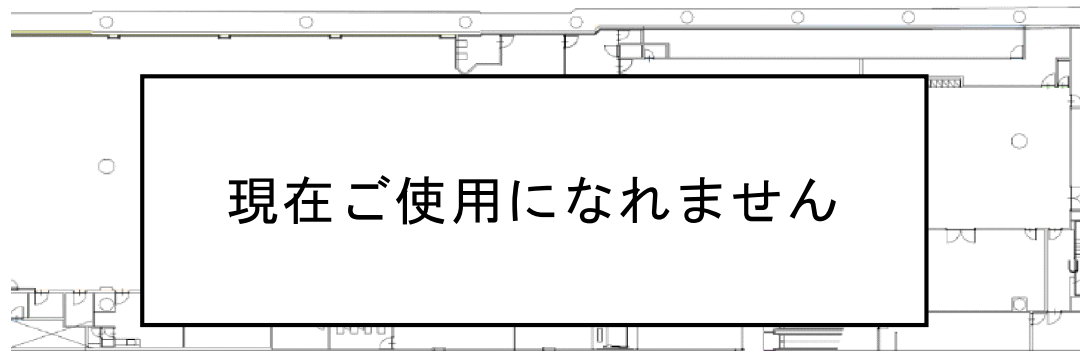
別紙1 (催事等使用場所一覧)

駅名	場所	名称	利用可能スペース(mm)			備考
			W		D	
横浜	現在ご使用になれません					
新高島	ラチ外	新高1	4,000	×	1,500	
	ラチ内	新高2	5,000	×	2,000	
みなとみらい	ラチ外	みなと本1	4,000	×	1,500	5番口前
	ラチ外	みらい本3	24,000	×	10,000	みらいチューブ
	ラチ内	みなとA2	4,000	×	2,000	
馬車道	ラチ外	馬車1	5,000	×	5,000	改札正面
	ラチ外	馬車2	6,000	×	1,500	
	ラチ外	馬車3	3,000	×	1,500	
	ラチ外	馬車4	3,000	×	2,000	休憩コーナー付近
	ラチ外	馬車5	3,000	×	1,500	B1F
	ラチ内	馬車6	5,000	×	2,000	正面
日本大通り	ラチ外	日大1	4,000	×	1,500	
	ラチ外	日大2	9,000	×	5,000	三塔広場①
	ラチ外	日大3	9,000	×	5,000	三塔広場②
元町・中華街	ラチ内	元中本2	5,000	×	2,000	
	ラチ外	元中A1	2,000	×	1,200	

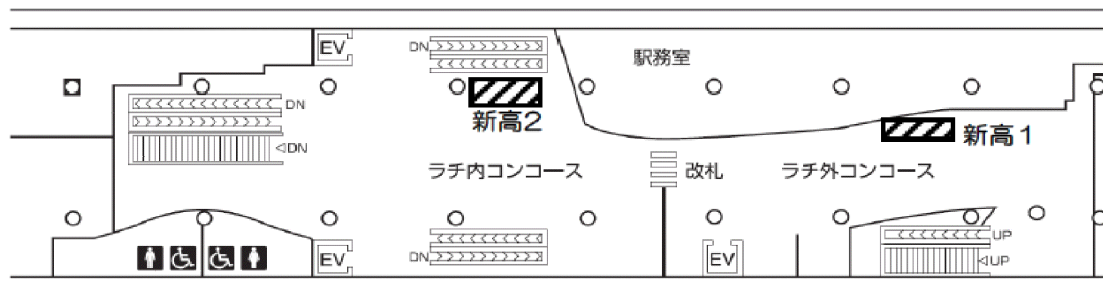
※当社が認めた場合には、上表により定められた以外の箇所においても、催事等を開催することができる。

別紙2 (催事等使用場所案内図)

■横浜駅

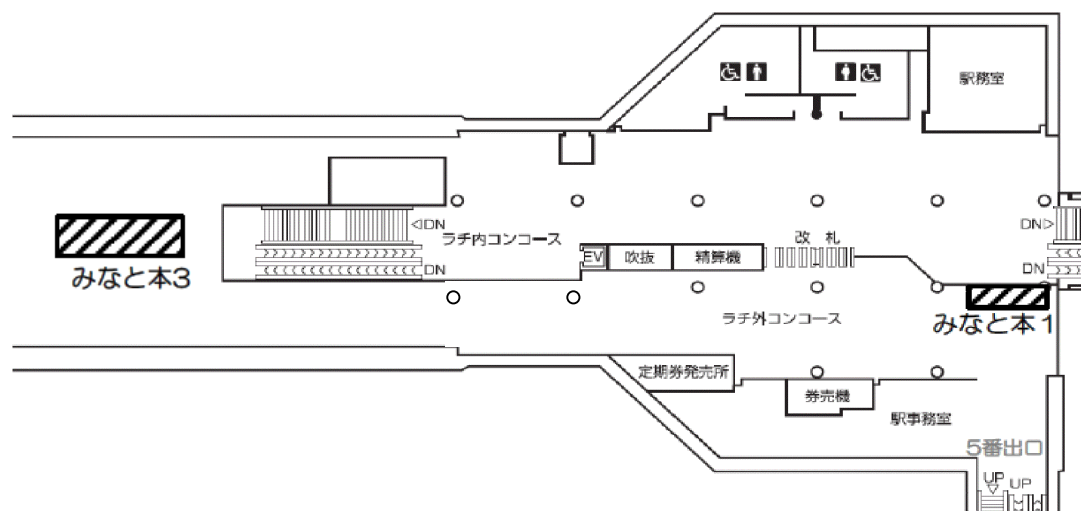


■新高島駅



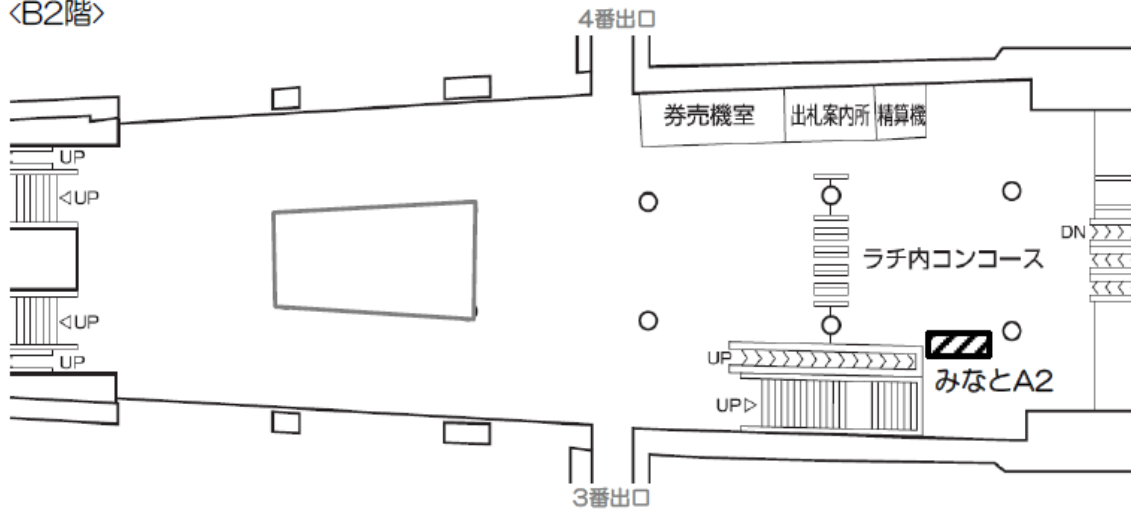
■みなとみらい駅

<B3階>



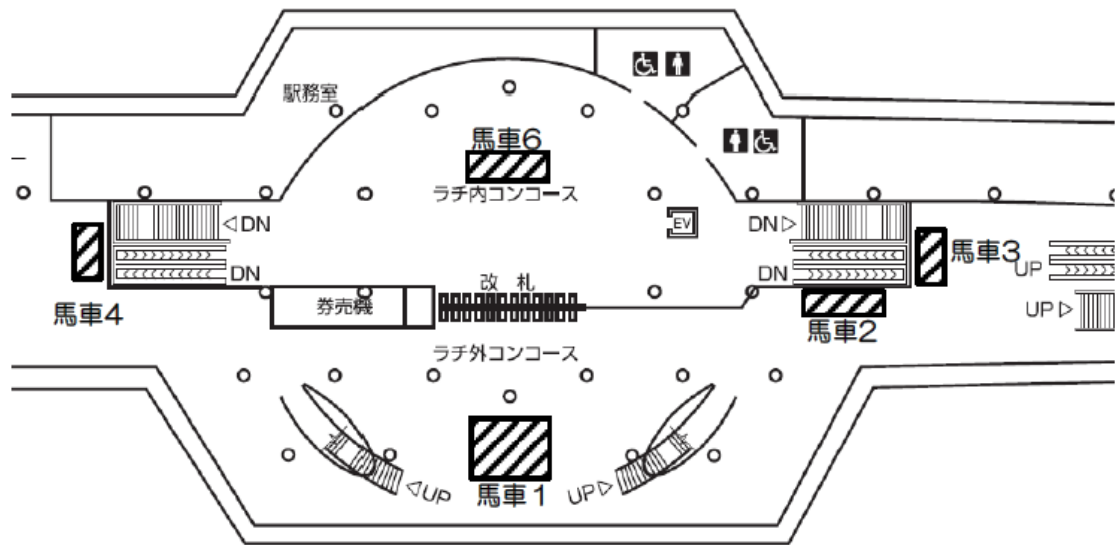
## ■みなとみらい駅

<B2階>

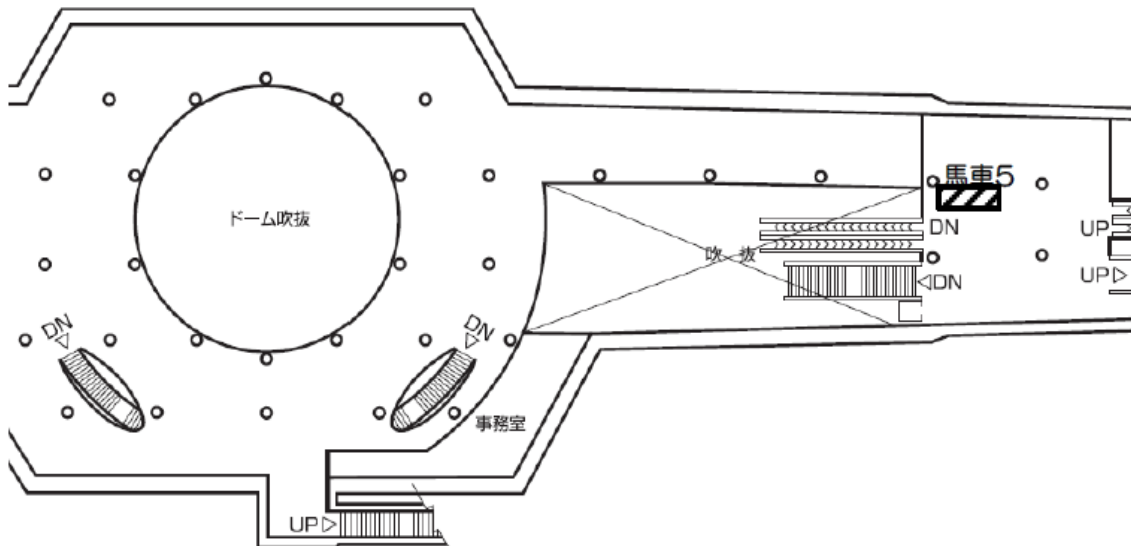


## ■馬車道駅

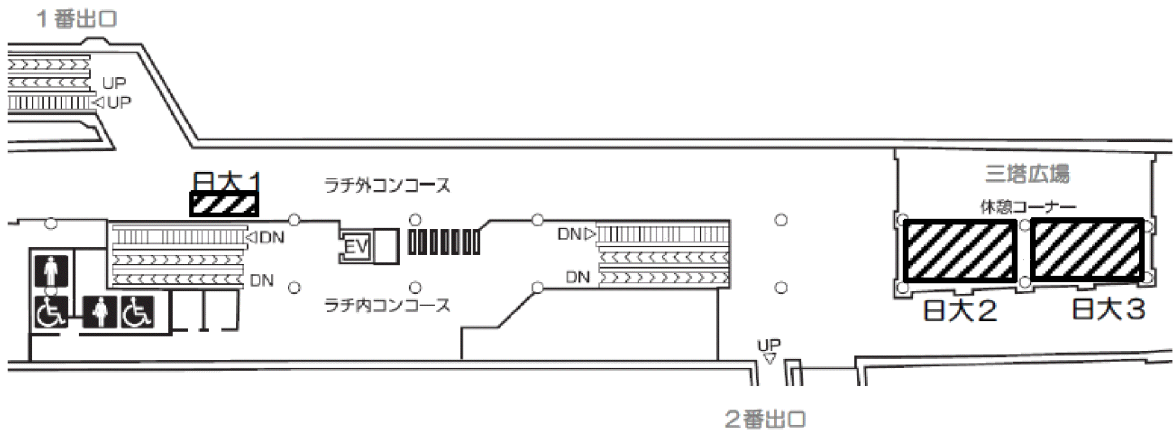
<B2階>



<B1階>

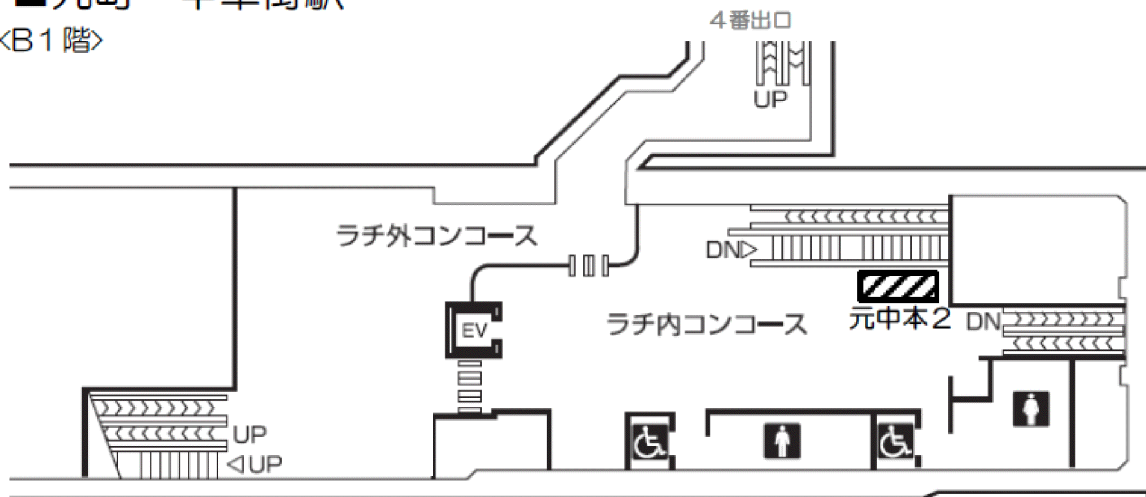


## ■日本大通り駅



## ■元町・中華街駅

<B1階>



## ■元町・中華街駅

<1階>

